

山口県報

令和元年
7月16日
(火曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………
- 土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可(農村整備課)……………
- 公告
県営川西中地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)……………
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………



山口県告示第九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	住居	術者	所
内海 崇之	山口市阿知須四八七三の一五	宮本 秀明	小郡下郷三〇五八
指定年月日	令和元、五、二八		

山口県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

令和元年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 土地改良区の名称
下関市豊田町土地改良区
- 二 管理規程により管理を行う施設
下澄頭首工
- 三 管理規程の概要
 - (一) 貯水、放流又は取水に関する事項
 - 1 かんがい期間(毎年四月二十日から九月二十日まで)における用水の取水量は、一秒につき〇・〇五立方メートル以下とする。
 - 2 頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動倒伏機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、管理者又は操作員のうち複数の者により行うものとする。
 - 3 頭首工の管理者又は操作員は、頭首工の地点における水位が標高八一・一五メートルより減じたときは、自動倒伏機能により倒伏したゲートを起立させることができる。
 - (二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工の管理者は、頭首工の操作に必要な設備等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行うものとする。
 - (三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
 - 1 干ばつにより頭首工の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 洪水時であっても、頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動倒伏機能によらなければならない。

認可年月日

令和元年六月十日



(六五) 県営川西中地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営川西中地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和元年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営川西中地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年七月十七日から同年八月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和元年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明 番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
三一八〇四〇 一〇〇三六	D二二〇二	その他	平成二九、 三、一三	宮城 県 級外	〃	岩国市錦町宇佐郷 プライフーズ株式 会社山口AIセン ター
三一八〇四〇 一〇〇四九	HDO三二	〃	九、二三	〃	〃	〃
三一八〇四〇 一〇〇五〇	HDO三二	〃	一〇、五	〃	〃	〃
四〇一七〇〇 一〇一三三	AB七二〇	〃	三、一七	〃	〃	〃

三一八〇四〇
四〇〇〇三
AB七三六

〃
一〇、二七

〃
〃

山口県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和元年七月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

直接請求の種類	根 拠 規 定	必 要 な 有 権 者 の 数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一三、四三一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四六、四四二
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	四七、四三〇
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一四七、〇六六
	下関市選挙区	四七
	山口市選挙区	四三
	萩市・阿武町選挙区	五五
	萩市選挙区	一四
	下松市選挙区	三二
	岩国市・和木町選挙区	一五
	光市選挙区	九四
	柳井市選挙区	九四
	美祿市選挙区	九四
	周南市選挙区	七九
	山陽小野田市選挙区	一〇六

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	周防大島町選挙区 上関町・田布施町・平生町選挙区 四、九〇三 六九〇
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	二四六、四四二



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年七月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

ヘリコプター映像通信システム機上設備再整備業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十一号）に基づく資格審査において、電気通信サービスの種目のその他について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和元年七月十六日から同年八月二十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部地域部地域運用課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部地域部地域運用課

(三) 受領期限

令和元年八月二十七日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和元年八月二十八日午後一時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

令和元年八月二十八日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年八月八日までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三九一五）に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部地域部地域運用課（電話〇八三一九三三三〇一〇）に問い合わせるもの。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: Restructuring of the aircraft system for helicopter television
 - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
 - (4) Contact point for the notice: Community Police Operation Division, Community Police Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
 - (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 27, 2019(In case of bringing a tender: 1:30 P.M. August 28, 2019)